

枝・葉・草残さ運搬業務仕様書

1 業務概要

本業務は、山本処理場山本北地区の「枝・葉・草資源化業務」選別作業後の可燃残さを白石清掃工場へ10トンダンプで運搬、積降ろしを行うものである。

2 業務場所

(1) 積込み場所

札幌市厚別区厚別町山本 2464-1 (山本処理場山本北地区)

(2) 積み下ろし場所

札幌市白石区東米里 2170-1 (白石清掃工場)

3 履行期間

契約の日から令和7年1月31日まで

4 運搬予定量

12,096 t

(運搬量の目安：1日8往復2台)

5 提出書類

(1) 着手時に提出するもの (契約後すみやかに)

ア 業務着手届

イ 業務責任者等指定通知書

ウ 業務責任者等経歴書

エ 業務責任者等の雇用関係を証明できる書類

(保険証の写し等)

オ 業務工程表

カ 現場組織表

キ 使用車両一覧表

ク 作業機械運転資格者等写し

- ケ 緊急時の体制表
- (2) 業務従事日に毎日作成し、翌日提出するもの（当日が委託者の休業日に当たる時は、その翌営業日）
 - ア 業務日報
- (3) 毎月末現在で作成し、翌月の委託者の第1営業日までに提出するもの（当日が委託者の休業日に当たる時は、その翌営業日）
 - ア 業務月報（運搬集計表、計量伝票の写し、写真）
- (4) 業務完了時に作成し、速やかに提出するもの
 - ア 業務完了届
 - イ 業務報告書
 - ウ その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

6 業務内容

山本処理場山本北地区の「枝・葉・草資源化業務」選別作業後に発生した可燃残さ（かさ比重約 0.6 t / m³）の積込みを行い、白石清掃工場へ運搬する。

選別作業後の可燃残さは、破碎残さ、1度ふるい残さ、2度ふるい残さがあり、それらを運搬車両に積込む。積込みの割合は発注者が別途指示する。

(1) 運搬期間

令和6年7月初旬から令和7年1月下旬までの毎週月曜から金曜（祝日含む）を原則とし、別紙1「令和6年度 枝・葉・草残さ運搬計画表」のとおりとする。ただし、各清掃工場の運転状況により運搬曜日や運搬量を変更することがある。なお、白石清掃工場の受入停止期間（令和6年9月2日から令和6年9月29日）は、運搬を行わない。

また、施設の受入時間は、9時から16時までとなるため、その間に運搬を終えること。

(2) 業務の記録

作業前、作業中、作業後の写真を撮影し、業務月報に添付し提出すること。

清掃工場計量所で発行する計量伝票を週毎・月毎に集計した業務記録簿を作成し業務完了後に業務月報に添付し提出すること。

(3) 運搬に当たっての注意事項

運搬車両への積込にはピラニアフォークバケットなどを装備した油圧ショベルを使用し、可燃残さに混入している砕石を出来るだけ振り落とすこと。

また、残さの堆積場所下部は、砕石が多く含まれるので、積み込まないこと。

運搬には、10 トン程度の積載能力を有する後部排出部が観音扉式等の車両を使用し、工場での残さの荷降ろしを速やかに行うこと。

7 業務責任者

- (1) 受託者は業務の履行にあたり業務責任者を定め、書面をもって委託者に通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。
- (2) 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、技術上の管理、従事する他の職員の監督を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- (3) 受託者は、業務責任者が休暇、病気その他やむを得ない事情により不在となる時に、その業務の代行を行う者を定めておかなければならない。

8 安全衛生管理

業務管理にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 作業に使用する重機の運転にあたっては、細心の注意を払うこと。
- (2) 埋立処理場内及び清掃工場においては、人身事故、車両事故等の防止に努めること。
- (3) 残さ運搬に当たっては、飛散防止の措置を講ずること。
- (4) 積載重量は、山本北計量所で適時確認を行い過積載にならないよう留意すること。
- (5) 清掃工場搬入ステージは、計画収集や自己搬入の車両も通るため、通行には細心の注意を払うこと。荷降ろしを安全に行うための誘導員を配置すること。
- (6) 荷降ろしの際は、天井のストリップヒーターや配管等の設備に接触することのないよう留意すること。また、荷降ろし後は、安全を確認の上、ほうき等でステージ床等の清掃を行うこと。
- (7) 残さから白煙の発生等異常が確認された場合、直ちに作業を中止し、発注者

に連絡を行い、指示を仰ぐこと。

9 廃棄物の処理について

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用に関する法律」並びに「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守して、業務の円滑な施行の確保及び環境の保全に努めること。
- (2) 業務により発生する建設副産物の処理方法及び処理施設への条件については、委託者と協議すること。

10 受託者の費用負担

本業務で受託者が費用の負担をするものは、次の各号に示すものとする。

- (1) 業務の実施に必要な資機材
 - ア 10 トンダンプ 2台（残さ荷降ろしに支障のないもの）
 - イ 油圧ショベル 0.5 m³積込み機材（ピラニアフォークバケット等を装着したもの）
 - ウ 燃料、工具、消耗品及びメンテナンス等に要する費用
 - エ 作業員の被服、作業用具及び連絡用の通信機器の費用および通信費
 - オ 提出図書に要する文具等の事務用品費

11 環境負荷の低減

本業務においては、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

12 諸法令の遵守

- (1) 受託者は、当該業務に関する諸法令及び諸法規を遵守し、業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- (2) 受託者は、諸法令に違反した場合発生することが予想される責務が、委託者に及ばないようにしなければならない。
- (3) 受託者は、電波法令を遵守し、不法無線局（電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例：不法アマチュア局、外国製無線機(FRS/GMRS)など）及び違法無線局（免許または登録を受けていながら、その範囲を逸脱して使用すること 例：アマチュア局を使用した業務連絡など）を使用して作業を行ってはならない。また、残さ運搬車両等については、残さ運搬作業を開始する前に確認し、不法無線局を搭載した車両及び、業務中に違法無線局を使用した車両については無線機を取り外すこと。なお、取り外しに応じない場合は、その車両を排除すること。

13 その他

- (1) 本業務の遂行にあたって、受託者の不注意により生じた事故及び故障等の一切については、受託者の責任において処理すること。また、各清掃工場の設備の破損や汚損についても、受託者の責任において現状復帰及び対処すること。
- (2) 受託者は、業務遂行上で知り得た秘密について、契約期間中のみならず、契約期間満了後であっても、他人に漏らしてはならない。また、受託者の従事者についても同様とする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項及び不明な事項については、委託者と協議すること。

－ 以 上－